

函館市お試し移住実施業務委託仕様書

1 業務名

函館市お試し移住実施業務

2 目的

本市へ移住を検討している方に対し、本市での生活の具体的なイメージを持ってもらうため、短期間の滞在にかかる宿泊料を軽減すること（以下「宿泊料軽減」という。）で生活環境を体験してもらうほか、本市滞在中に移住相談窓口において移住相談を実施することで、移住に対する疑問および不安の解消を図り、本市への将来的な移住につなげることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

4 業務内容および留意事項

（1） お試し移住の企画、運営および集客に関する業務

ア 本市のお試し移住の利用者（以下「利用者」という。）が移住検討にあたっての課題や不安を解消でき、本市に移住した後の生活をイメージできるような仕組みをつくること。

イ 利用者の募集開始は9月1日とし、宿泊対象期間は9月1日から3月31日までとする。

ウ 本市への移住促進の観点から、渡島・檜山管内以外の地域に居住している者を対象とする。ただし、本市に3親等以内の血縁者が居住している場合は対象者から除くため、利用者から申し込み時に確認すること。

エ 利用者の宿泊日数は連続して4泊5日以上とする。

オ 宿泊料軽減の対象経費は、利用者が実際に支払うべき宿泊料金から夕食代を除いた額（以下「宿泊料」という。）の2分の1以内（ただし、宿泊料金の対象者1人につき1泊5,000円を上限）とする。また、1組あたりの宿泊期間中の宿泊料軽減上限額は、単身世帯で3万円、家族世帯で10万円とする。

カ 利用者が宿泊ホテルへ支払う宿泊料は、宿泊料軽減額を控除した額とすること。また、宿泊料軽減額については受託者から宿泊ホテルに対して支払いを行うこと。

キ 市内ホテルの予約WEBサイトを構築し、利用者の募集を行うこと。

ク 受託者が利用申請を承諾する旨を利用者に通知したとき、受託者は利用申請を受け付けること。また、利用申請を受け付けたときは、利用者の居住地、年齢、職業、世帯区分、宿泊日程および1泊ごとの宿泊料を速やかに市へ報告すること。

ケ 利用者の上限世帯数は単身世帯で5世帯、家族世帯で5世帯とし、それぞれが上限数に達した場合、その時点でその世帯区分の受け付けを停止すること。（キャンセル待ちのための受け付けは妨げない。）

コ 各世帯区分で申し込みが上限世帯数に達したあとに宿泊料軽減額に残額が生じた場合は、世帯区分ごとに上限世帯数の調整を行うことがあるため、上限世帯数に達した場合は速やかに市へ報告すること。

サ 利用者が滞在期間内に、函館市地域交流まちづくりセンター内の移住サポートセンターで移住相談を受けることおよび（3）のアンケートを必須とする。なお、受託者は宿泊料軽減の条件であることを利用者が申し込む際に明示すること。

シ 利用者からキャンセルの申し出があった場合は、速やかに市へ報告すること。

（2）利用者募集に係るプロモーション業務

ア 利用者の募集の実施にあたり、SNSをはじめとする各種WEBサービスを活用するなどして効果的なプロモーション活動を行うこと。

イ 上記アにおいては、本市への移住検討に必要な情報を掲載するなど、利用者増加に資する内容とすること。

ウ 上記アにおいては、本市および函館市地域交流まちづくりセンターが実施する事業等でも情報発信することから、チラシや宣伝素材等を支給すること。

エ 利用者募集に係るプロモーションの内容については、事前に市と受託者が協議して決定すること。

（3）アンケート調査業務

ア 滞在開始前と滞在終了後においてそれぞれ利用者へのアンケートを実施すること。

イ 滞在開始前のアンケートについては、利用者が本市への移住検討にあたっての課題や不安などを明らかにできるような内容とし、その結果を市および函館市地域交流まちづくりセンターに提供すること。

ウ 滞在終了後のアンケートについては、移住への具体性に変化があったかどうかなど、お試し移住の効果を検証できるような内容とし、その結果を速やかに市および函館市地域交流まちづくりセンターに提供すること。

エ アンケートの実施方法については、WEBからの回答を可能にすること。

オ アンケートに記載すべき内容は、事前に市と受託者が協議して決定すること。

5 業務上の留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、「函館市お試し移住実施業務に係る公募型プロポーザル実施要領」および本仕様書の定めるところによる。それらに定めのない事項については、市と受託者において協議のうえ決定する。
- (2) 当該業務の遂行にあたっては、適正かつ円滑に施行するため、受託者は委託者と常に密接に連絡を取り、相互に理解し業務を進めること。

6 提案方法

「函館市お試し移住実施業務に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき企画提案書を作成し、必要部数を提出すること。

7 提出期限

令和7年7月1日（火）午後5時 必着

8 提出場所

函館市企画部移住・人口減担当（市庁舎6階）

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電 話 0138-21-3688（直通）

F A X 0138-23-7604

E-mail iju@city.hakodate.hokkaido.jp

担 当 松尾